

高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県民間シェルター運営費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第26条の規定に基づき、DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者等（DV被害者等が同伴する者を含む。以下「DV被害者等」という。）の保護及び支援活動を行う民間団体の運営基盤を強化し、DV被害者等に対する支援の充実を図るため、DV被害者等を一時保護するための施設（以下「シェルター」という。）を設置し、運営する民間団体（以下「補助事業者」という。）に対し、シェルターの設置運営に要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助事業者)

第3条 補助事業者は、次の各号に掲げる団体のいずれにも該当する団体（法人であることを問わない。）でなければならない。

- (1) 県内において、現にDV被害者等の保護及び支援活動を行っている団体又は新たにDV被害者等の保護及び支援活動を行う団体
- (2) 継続的な活動が期待できる団体
- (3) 特定の政党及びこれに類する政治団体に対する支援活動又は宗教活動をしていない団体
- (4) 営利を目的としていない団体
- (5) 県税の滞納がない団体

(補助率及び補助対象経費等)

第4条 第2条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費及び補助率は、別表第1に定めるとおりとする。

2 補助事業に伴う収入（補助金によるものを除く。）がある場合は、これを実支出額から控除した後、補助率を乗ずるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条第1項に規定する補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画・収支予算書
- (2) 当該シェルターの設置運営に係る経費の内容が分かる書類
- (3) 団体の活動が把握できる規約、定款等
- (4) 納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する納税証明書）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要があると認める書類

(補助の条件)

第6条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金を交付の目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更をする場合は、事前に別記第2号様式による変更申請書に係書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。ただし、軽微な変更（別表経費の総額の20パーセント以内の減額の変更）は、この限りでない。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に別記第3号様式による補助金交付中止（廃止）承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を行うため締結する契約については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (6) 補助事業により効用の増加した不動産又はその従物及び補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の機械、重要な器具等については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間内において、知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。
- (8) 第6号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (9) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (10) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならないこと。
- (11) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について必要があると認めて知事が指示した事項

(補助金の交付の決定)

第7条 知事は、第5条第1項の規定により補助事業者から補助金交付申請書の提出があり、

補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付を決定し、当該交付の決定の内容及びこれに条件を付した場合は、当該条件を当該補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 知事は、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項について修正を加えて、前項の補助金の交付の決定をすることができる。

(概算払の請求)

第8条 補助事業者は、補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第4号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(状況報告及び調査)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

2 補助事業者は、知事の定める様式1及び様式2によりシェルターの入居者の状況を記載し、知事が報告を求めた際には提示しなければならない。

(実績報告)

第10条 規則第11条第1項に規定する補助事業等実績報告書の様式は、別記第5号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次の各号に掲げる関係書類を添付しなければならない。

(1) 事業実績・収支決算(見込み)書

(2) 前号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 補助事業者は、第6条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 補助事業者は、第6条第11号ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額を速やかに別記第6号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第11条 知事は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(1) 補助事業の目的を達成し得なかったとき又は補助事業の実施が不適切であると認められるとき。

(2) 補助事業者又は補助事業の契約の相手方が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

（帳簿書類の備付け）

第13条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を作成し、当該収入及び支出について証拠書類を整備し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了後5年間保管しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第6条第6号から第8号まで、第9条、第10条第4項及び第11条から第13条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成19年6月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

補助対象経費及び経費区分	補助率
<p>シェルターの用に供する住宅等の設置管理その他シェルターの運営に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 旅費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害者の移送費、関係機関との調整等に係る旅費 ○ 需用費 <ul style="list-style-type: none"> ・ シェルターの光熱水費の基本料等 ・ シェルターの用品等の購入費 ・ ガソリンの購入費（補助対象用務に係るものに限る。） ・ 修繕費 ○ 役務費 <ul style="list-style-type: none"> ・ シェルターに備えおく電話（携帯電話を含む。）の基本料等 ・ 運搬費（郵送料、宅急便代等） ・ テレビの受信料、浄化槽の点検料、振込手数料、傷害保険料等 ○ 使用料及び賃借料 <ul style="list-style-type: none"> ・ シェルターの用に供する住宅、支援品等保管のための倉庫等の借り上げ料 ・ 運搬車両の借り上げ料 	<p>2分の1以内。 ただし、1団体当たり100万円を上限とする。</p>

別表第2（第6条、第7条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第1号様式（第5条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

申請者

所在地

団体名

代表者名

生年月日

高知県民間シェルター運営費補助金交付申請書

令和 年度において、下記のとおり事業を実施したいので、高知県補助金等交付規則第3条及び高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 事業の目的

3 添付書類

- (1) 事業計画・収支予算書（別紙1）
- (2) 当該シェルターの設置運営に係る経費の内容が分かる書類
- (3) 団体の活動を把握することができる規約、定款等
- (4) 納期限の到来した県税について滞納のないことを証するもの（県税事務所で発行する納税証明書）

別紙1

事業計画・収支予算書（変更事業計画・収支予算書）

（変更事業計画・収支予算書の場合は、変更前の計画等を上段に括弧書きし、変更後の計画等を下段に記入してください。）

1 事業計画

1 開設場所 (市町村名)	
2 開設時期	令和 年 月 日
3 定員	人
4 事業計画	活動概要 実施体制
5 交付申請額	円

(注) 開設場所は町名又は大字名を記入し、括弧書きで市町村名を記入してください。

2 収支予算

(1) 収入

(単位：円)

収 入		
項 目	予 算 額	備 考
県補助金		高知県民間シェルター運営費補助金
その他補助金		
会費・寄附金		
その他		
計		

(注) 項目の「その他」の「備考」欄は、収入の内容を記入してください。

(2) 支出

(単位：円)

支 出			
項 目	予 算 額	積 算 根 拠	備 考
計			

※ただし、民間シェルターの設置運営に係るものに限りません。

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
所在地
団体名
代表者名

高知県民間シェルター運営費補助事業変更申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました事業について、下記のとおり変更したいので、高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱第6条第2号の規定により申請します。

記

- | | | | |
|---|----------|---|---|
| 1 | 変更交付申請額 | 金 | 円 |
| 2 | 既交付決定額 | 金 | 円 |
| 3 | 差引増減額 | 金 | 円 |
| 4 | 変更事項及び事由 | | |

5 添付書類

- （1）変更事業計画・収支予算書（別紙1）
- （2）変更する当該シェルターの設置運営に係る経費の内容が分かる書類

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者
所在地
団体名
代表者名

高知県民間シェルター運営費補助事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の（変更）交付の決定がありました事業について中止（廃止）したいので、高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱第6条第3号の規定により下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）の理由

2 中止の期間（廃止の時期）

概算払請求書

金 円

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定がありました高知県民間シェルター運営費補助金を概算交付されるよう、高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱第8条の規定により、上記のとおり請求します。

記

1	補助金交付決定額	金	円
2	既交付額	金	円
3	今回請求額	金	円

令和 年 月 日

高知県知事 様

申請者

所在地

団体名

代表者名

※ 銀行振込先（郵便局を除く金融機関）

銀行名	支店名	預金種別	口座番号	口座名義

（注）口座名義は、申請者（団体名又は代表者名）に限ります。

高知県知事 様

申請者
所在地
団体名
代表者名

高知県民間シェルター運営費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定がありました事業を実施しましたので、高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱第10条第1項の規定により、実績を報告します。

記

1 事業成果

2 添付書類

(1) 事業実績・収支決算（見込み）書（別紙2）

事業実績・収支決算(見込み)書

1 事業実績

(1) 一時保護

・世帯数(同伴者)

・のべ日数

(2) 相談

・件数 件

〔	内訳	メール	件
		電話	件
		来所	件
		訪問	件
〕			

・概要

(3) その他の活動実績

2 収支決算（見込み）

（1）収入

（単位：円）

収 入		
項 目	決算（見込）額	備 考
県補助金		高知県民間シェルター運営費補助金
その他補助金		
会費・寄附金		
その他		
計		

（注）項目の「その他」の「備考」欄は、収入の内容を記入してください。

（2）支出

（単位：円）

支 出		
項 目	決算（見込）額	備 考
計		

※ただし、民間シェルターの設置運営に係るものに限ります。

第6号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

高知県知事

様

所在地

団体名

代表者名

高知県民間シェルター運営費補助金に係る消費税仕入控除
税額等報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で（変更）交付の決定を受けました、令和 年度高知県民間シェルター運営費補助金について、高知県民間シェルター運営費補助金交付要綱第10条第4項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第12条の規定による補助金の確定額（補助金交付決定額）		円
実績報告時により減額した消費税仕入控除税額等	(A)	円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(B)	円
補助金返還相当額	(B) - (A)	円

(注) 国税還付金振込通知書（写し）その他参考となる資料を添えてください。